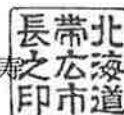


一般廃棄物処理業変更許可証

申請日		令和6年3月13日	
変更内容の許可理由		廃棄物の処理及び清掃に関する法律第7条の2第1項の規定による	
許可番号		帯清掃許可第151号	
住所		帯広市西24条北4丁目5番地4	
氏名		株式会社北海道エコシス 代表取締役 鍛冶 彰男	
変更に係る許可内容の表示		許可年月日	令和5年9月28日
事業の 範囲	収集・運搬・中間処理・最終処分の別	変更前	収集・運搬
		変更後	収集・運搬（ただし、下記⑥については運搬に限る）
	取り扱う一般廃棄物の種類	変更前	①事業系一般廃棄物（汚泥・汚水・多量の抜根等を除く） ②浄化槽清掃に伴う汚泥・処理水 ③一般家庭生活に伴って生じる汚泥 ④便槽等の洗浄水 ⑤一般家庭から排出される一時多量排出ごみ （引っ越し、遺品整理、草刈り等に伴って生じるものに限る）
		変更後	①事業系一般廃棄物（汚泥・汚水・多量の抜根等を除く） ②浄化槽清掃に伴う汚泥・処理水 ③一般家庭生活に伴って生じる汚泥 ④便槽等の洗浄水 ⑤一般家庭から排出される一時多量排出ごみ （引っ越し、遺品整理、草刈り等に伴って生じるものに限る） ⑥し尿
営業所の所在地及び名称		変更前	帯広市西24条北4丁目5番地4 株式会社北海道エコシス
		変更後	同上
変更内容の許可期間		令和6年3月14日から 令和7年9月30日まで	
一般廃棄物の収集を行うことができる区域	変更前	帯広市全域	
	変更後	同上	
収集した廃棄物の搬入場所	変更前	①⑤ 十勝圏複合事務組合 くりりんセンター ②③④ 十勝圏複合事務組合 十勝川浄化センター	
	変更後	①⑤ 十勝圏複合事務組合 くりりんセンター ②③④⑥ 十勝圏複合事務組合 十勝川浄化センター	
変更内容の許可条件		関係法令等を遵守すること	
変更内容の許可日		令和6年3月14日	

帯広市長 米沢 則寿



※この許可証は電子印影を使用しています。